

鳥取県訓令第 14 号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程（平成 16 年鳥取県訓令第 13 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 本庁等 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、商工労働部産業技術センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室（以下「特定機関」という。）を除く。）をいう。）及び出納局をいう。</p> <p>（2）～（19） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 本庁等 本庁（鳥取県行政組織規則（昭和 39 年鳥取県規則第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する本庁（総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）をいう。）及び出納局をいう。</p> <p>（2）～（19） 略</p>

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。